

標津町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

のお知らせ！

標津町では、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている飲食業・旅館業に対して、事業継続の下支え、再起の糧としていただくため、次の支援策を実施します。

①標津町支援給付金

■実施概要

- 【支給対象】 町内で飲食業・旅館業及び運転代行業を営んでいる方
- 【支給金額】 50万円
- 【申請書類】 所定の申請書に次の書類を添付して提出してください。
 - ①営業許可証等の写し
 - ②振込先口座の通帳の写し

②標津町飲食業等(家賃等)助成金

■実施概要

- 【助成対象】 飲食業、旅館業及び運転代行業を営業する店舗及び施設
- 【助成金額】 賃貸物件：上限 5万円/月 所有物件：一律 5万円/月
- 【対象経費】 賃貸物件：4・5月分の家賃2カ月分
所有物件：4・5月分の管理維持経費2カ月分
※最大10万円の助成となります。
- 【申請書類】 申請書に次の書類を添付してください。
 - ①営業許可証等の写し
 - ②賃貸契約書又は支払いが証明できる書類の写し
自己所有であることが確認できる書類の写し
 - ③振込先口座の預金通帳の写し

③標津町休業要請協力金

■実施概要

- 【支給対象】 北海道の「休業協力・感染リスク低減支援金」の支給決定を受けた事業所
- 【支給金額】 10万円
- 【申請方法】 特段の手続きは必要ありません。
※北海道へ提出された「休業協力・感染リスク低減支援金」の申請結果を元に支給します。支給結果が標津町に提供されます。